

みんなで支えあう私たちの国民健康保険

国民健康保険（国保）は、思いがけない病気やケガに備えて、加入者（被保険者）がお金（保険税）を出し合って医療費などを補助する「助け合いの制度」です。

医療機関で被保険者証を提示すると、自己負担は３割（義務教育就学前の子供は２割、７０歳から７４歳の方は１割、２割または３割）です。７０歳以上の方は、「国保の被保険者証」とともに「高齢受給者証」を提示してください。７５歳になると、誕生日当日から後期高齢者医療制度で医療給付を受けることになります。



国保は加入者が助け合う「助け合いの制度」です

●国民健康保険税（保険税）の課税限度額の改正について

保険税は、地方税法施行令などにより、法定限度額が定められています。

市では国保の財源の確保を図るため、平成２６年度より、平成２３年度の法定限度額基準に合わせて、課税限度額の引き上げを行います。また、国保加入者の負担能力に応じた適正賦課を推進し、低所得の方や中間所得の方の負担を緩和するため、保険税率（税額）の引き下げを行います。

今後も、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

【平成２６年度 国民健康保険税の改正内容】

区分		税率・税額					
		医療分		後期分		介護分※	
		25年度まで	26年度	25年度まで	26年度	25年度まで	26年度
①所得割額	加入者各個人の平成２５年中の所得から３３万円を引いた金額に右の税率をかけます。	6.7%	6.7%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%
②資産割額	平成２６年度の固定資産税（都市計画税を除く）のうち、土地と建物にかかる金額に右の税率をかけます。共有の場合は、持ち分に応じて計算します。	19.0%	19.0%	8.3%	8.3%	5.6%	5.6%
③均等割額	加入者の人数に応じて計算します。右の金額は一人あたりの１年間ににかかる金額です。	23,400円	22,800円	8,400円	8,400円	8,400円	8,400円
④平等割額	加入世帯を一単位として計算します。右の額は、１世帯あたりの１年間ににかかる金額です。	27,600円	27,000円	7,200円	7,200円	7,800円	7,800円
課税限度額	１世帯につき、医療分・後期分・介護分でそれぞれ１年間に課税される限度額です。	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円

保険税額＝医療分（①＋②＋③＋④）＋後期分（①＋②＋③＋④）＋介護分（①＋②＋③＋④）

※介護分は４０歳以上６４歳以下の方のみが対象となります

●平成２６年度の国民健康保険税の納税通知書は、７月１５日（火）に発送します。

保険税を特別な事情もなく滞納し、納付相談などにも応じない場合は、被保険者証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付の一時差止めの措置を受ける場合があります。納期限内の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。第１期分の納期限は７月３１日（木）です。

保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。預金通帳・通帳届け出印・最新の納税通知書をお持ちのうえ、市内金融機関の窓口で手続きしてください。



●特別徴収(年金からの天引き)と口座振替

以下の条件に当てはまる場合は、世帯主の年金から特別徴収(年金からの天引き)となります。

- ① 国保に加入している世帯主の年金が年額18万円以上である
- ② 世帯主も含めて、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
- ③ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金額の2分の1を超えない

ただし、保険税の特別徴収に該当する場合でも、口座振替により保険税を確実に納められる方は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することもできます。

なお、所得税および住民税の社会保険料控除について、特別徴収の場合は年金から天引きされた方が、口座振替で納付した場合は、実際に保険税を支払った方が控除を受けることができます。

●保険税を納めるのは世帯主

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主の方に送られます。ただし、保険税は、実際の加入者の分だけで計算されます。

●保険税の軽減措置があります

1. 前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減になります。収入の無い場合でも所得の申告をしてください。
2. 火災、天災その他これらに類する災害または盗難などにより、納税義務者およびその世帯に属する被保険者の住宅や家財などに損害を受けた時は、減額または免除になる場合があります(制度改正に伴い一定の条件を満たせば、国民健康保険税が軽減される場合があります)。
3. 倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な理由で離職し雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者である場合に国保税の軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

●医療費が高額になる場合は、事前に認定証の申請をしてください

限度額適用認定証を医療機関で提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の方のみ)を提示すると負担額が一定額までとなるほか、食事代が減額になります。

現在交付されている認定証の有効期限は7月末日です。8月以降も必要な方は7月16日から更新の手続きができます。

▶対象＝保険税を滞納していない世帯の方

▶申込＝国保の被保険者証、印かん(朱肉をつかうもの)をお持ちのうえ、医療保険課(東仮庁舎事務棟2階)、田沼・葛生の各総合窓口課で手続きしてください

●新しくなります！高齢受給者証

国保の高齢受給者証が8月1日から更新されます。現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日までになりますのでご注意ください。

新しい受給者証は7月下旬に各世帯に郵送します。受給者証には、同世帯の70歳以上の方の平成25年中の所得状況に応じて判定した一部負担金の割合が記載されています。

▶対象＝70歳以上の方で、昭和19年8月1日以前に生まれた方(後期高齢者医療制度加入者を除く)

【一部負担金の割合の表示】

昭和19年4月1日以前に生まれた方…「2割(特例措置により1割)」または「3割」

昭和19年4月2日から同年8月1日までの生まれの方…「2割」または「3割」

■問合せ＝

国保の制度、給付について 医療保険課国保係 ☎(20)3024

保険税の計算について 市民税課税政係 ☎(20)3007

保険税の口座振替、納付相談について 収納課収納管理係・納税係 ☎(20)3010

資格証明書、短期被保険者証について 医療保険課収納対策係 ☎(20)3024

